

「いじめ重大事態について」

和泉市教育委員会事務局
教育・こども部 学校教育室
教育指導担当

いじめ重大事態とは

【いじめ防止対策推進法第28条第1号】重大事態1号事案

いじめにより当該学校に在籍する児童等の**生命、心身又は財産に重大な被害(※1)**が生じた疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法第28条第2号】重大事態2号事案

いじめにより当該学校に在籍する児童等が**相当の期間(※2)学校を欠席することを余儀なくされている疑い**があると認めるとき。

※1 自殺企図、重大な傷害、金品等の重大な被害、精神性の疾患を発症

※2 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安

重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、教育委員会を通じて、地方公共団体の長に連絡しなければならない。

重大事態の判断

調査は、「学校の設置者又はその設置する学校」が、重大事態に該当すると「認める」ときに行うものとされている。
(法第28条第1項)

したがって重大事態に該当するか否かを**判断するのは、学校の設置者**又は**学校**である。

調査の主体

- ①学校が主体（学校による調査組織）
- ②学校の設置者が主体（教育委員会の調査組織〈第三者委員会 等〉）
 - いずれを調査主体とするかの判断は学校の設置者（教育委員会）。
 - 調査組織の構成は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家

調査結果の提供及び報告

- ①いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する事実関係等の必要な情報を適切に提供する責任
- ②当該地方公共団体の長

⇒市町村教育委員会に速やかに連絡し連携すること

⇒被害児童生徒・保護者に都度 確認・説明し、寄り添った対応を継続していく

重大事態に至ったケースの特徴

- ① 担任一人が対応していた
- ② 管理職が把握しておらず、組織的な対応がなされていなかった
- ③ 校内いじめ対策委員会が実施されていなかった

※子どもが「大丈夫」と言うことで、けんかやふざけと理解し、いじめの対応につながらず、重篤化したケースが多い

特に解消していないケースには注意が必要
不登校の背景に対人関係等のトラブルがある場合は特に注意が必要

事例Ⅵ 「重大事態としての対応」

● 以下の場合について、「重大事態」として対応すべきかどうか、考えてみましょう。

在籍するAがゴールデンウィーク明けから3週間登校していません。保護者からは、「学校でいじめを受けて登校できなくなっている。」と訴えがありました。

担任は、何度か家庭訪問をしていて、これまでに欠席しがちな本人の状態があることも把握しつつも、支援を続けていました。なかなかAには会えていない状態がありましたが、保護者とは話しができていました。

担任はこれまでAからいじめの相談は受けたことはなく、そのような事実も把握はありません。

最後に いじめ対応を行う上で大切なこと

- ・いじめ対応は、**初期対応がすべてを握る**と言っても過言ではない
- ・学校はいじめ問題に対して**教育的アプローチで対応を行う場所**であることを理解する
- ・ケースが長期化、複雑化したことで、**子どもへの支援が滞っていないか**常に振り返る
- ・いじめの解決が必ずしも**子どもの安心安全の確保のみで終わらないこともある**
- ・**大人の満足、納得が先行してしまっていないか**を常に意識する
- ・**傍観者も準当事者**として、**学校全体でいじめ問題に取り組む風土の醸成が重要**
- ・傷ついた子どものために何ができるのか、何が必要なのかを、**専門家や外部機関との連携をためらわず、あらゆる社会資源の活用を検討する**

いじめ対応への感度を上げ、安心安全で、信頼が高い学校をつくりましょう

「いじめ重大事態について」



<https://forms.gle/3dziinvEBCgiKtUV7>